

精神障害者社会適応訓練事業の取り組み

○岡田瞳、藤村涼子、荒瀬みえ、藤崎淳一郎（日向保健所）

1 はじめに

精神障がい者の就労支援は、障害者自立支援法でも地域の精神障がい者対策の柱と位置づけられているが、実際の就労に結びつけることは非常に厳しい状況である。また、長期入院者の退院促進を支援するために、平成19年度から始まった地域移行支援事業においても就労の問題は大きな課題となっている。当保健所では、精神障がい者の就労支援として、地域の事業所及び精神科病院等と連携しながら、長年、社会適応訓練事業に取り組んでいるが、長期入院の経験者が、訓練終了後に、協力事業所の正規雇用に関わった事例があるなどの成果が得られているので報告する。

2 社会適応訓練事業の概要

県では、昭和62年7月から精神障害者通院リハビリテーション事業として開始後、平成7年度から、法第50条に基づく精神障害者社会適応訓練事業として実施している。訓練期間は最長3年で、平成21年度の県内の協力事業所は、登録事業所77ヶ所、訓練生を受け入れている事業所17ヶ所で、33名がこの事業を利用している。当保健所管内の協力事業所は表1のとおりである。

3 対象

平成18年度から平成21年度までの精神障害者社会適応訓練事業を終了した17名を対象とした。(表2)

4 方法

平成22年3月31日の時点で、就労していたものを就労有り、就労していなかったものを就労無しとし、基本属性、生活保護受給の有無、社会適応訓練終了時の状況等について比較した。統計解析はカイ二乗検定あるいはFisherの正確検定を行った。

表1：協力事業所

事業所	訓練内容	登録年	通所者
A	農作業	H21	1
B	農作業	H17	5
C	リネン作業	H13	2
D	清掃業務	H14	1
E	パン製造	H21	1

表2：訓練終了後の現状（H18～21年）

状況	人数
協力事業所以外へ就労	4
協力事業所へ就労	5
精神障害者作業所に通所中	2
在宅（家事等）	3
入院	3

表3：就労につながる要因分析

変数	カテゴリー	就労有り（n=9）	就労無し（n=8）	P値
		n (%)	n (%)	
性別	男性	9 (100)	6 (75.0)	0.21
疾患	統合失調症	8 (88.9)	7 (87.5)	1.00
発症年齢	19～29歳	4 (44.4)	8 (100)	0.03
	30～39歳	5 (55.6)	0 (0)	
生活保護受給	有	2 (22.2)	3 (37.5)	0.62
社会適応訓練	3年間利用者	6 (66.7)	0 (0)	0.009

5 結果

就労有りは就労無しに比べて、有意に社会適応訓練を3年間利用しており、発症年齢が有意に高かった。また、性別では有意差はないが、男性の方が多い傾向が見られた。疾患名、生活保護受給の有無では有意差は見られなかった。

事例紹介

基本情報	60歳代、男性。診断名は統合失調症。
入院歴	30代から計7回入院、最終入院は昭和60年から約20年間入院。
職業歴	中学卒業後、県外で働くが30代で退職。その後の職歴はない。
訓練までの経過	退院後、家族の受け入れが悪く、精神障害者生活訓練施設に入所。入所中に訓練生と出会い、話を聞くうち、本人が訓練を希望。平成19年度開始し、3年間利用する。
支援経過	<ul style="list-style-type: none">・訓練がどのようなものか不安があったため、訓練前に同事業所で作業体験を行った。・訓練開始直後は、人間関係での調整が必要な時期もあったが、定期的に事業主や本人と面接し、「働きやすい」「どんどん体調が良くなっている」等の声が聞かれるようになった。・一般就労者との交流を深めるため、事業主へ、レクリエーション等の継続を助言した。・訓練終了間近になると、訓練が終了することへの不安を訴える。事業主に相談し、正規雇用を検討しているとの返事があり、本人の体調も改善した。
支援機関	病院、生活訓練施設、地域活動支援センター、協力事業所、保健所

6 考察

本事業を3年間利用し就労につながった者は、訓練を経験することで、達成感が得られ、就労への準備性が高まったものと思われる。また、発症年齢が高い者が就労につながる傾向があることから、発症前の社会的経験が訓練中の作業能力や対人関係能力に影響するのではないかと考える。また、性別での有意差はなかったが、男性の利用が多かったことから、家庭での役割がある女性に比べ、男性は社会的な役割を求める傾向が強いものと考えられる。

事例のように、長期入院により、地域で生活することに自信を失っている精神障がい者にとって、就労は大きな意味を持っており、協力事業所に正規雇用されている仲間の存在も大きな力になっていると考えられる。保健師は、訓練開始時から事業主や他の機関と連絡を取りながら、作業の状況や一般就労者との人間関係の調整等を行ってきたが、今回の調査では、保健師の支援が就労に結びつくかどうかの客観的なデータは得られなかった。今後は、個別の評価ができるように保健師の支援記録等を見直し、効果的な支援を行っていきたい。

障害者自立支援法に基づく、就労移行支援及び就労継続支援（A型・B型）の開始により、社会適応訓練事業は見直しを検討されているが、病状が不安定な精神障がい者にとって、医療や関係機関のサポートが得られる本事業が就労支援に果たす役割は大きいと考える。今後も精神障がい者の特性に配慮した就労支援のあり方を検討していきたい。

7 おわりに

長期入院者の地域移行支援において、就労の場の確保は必須であり、今後もハローワークや障害者就業・生活支援センター等と連携しながらこの事業を有効に活用し、精神障がい者が地域で希望を持って暮らせるための基盤づくりを行っていきたい。

<参考文献>

- 1)伊東由賀他：西多摩保健所における精神障害者社会適応訓練事業の取り組み、保健師ジャーナル、64巻、No.9、2008
- 2)三木良子：精神障害者の就労支援研究、大正大学修士論文、2007